

令和6年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業 公募要領

1. はじめに

令和4年9月策定の「循環経済工程表」において、令和3年度に検討した中長期シナリオ等を踏まえた実行計画の策定を進めることとされたことを受け、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の1つとして「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられている。その中の取組として、「サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリング等2R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響（天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等）について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する」ことが求められている。

また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」においても、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」は、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられている。

近年、使用済製品のリユースを目的とした排出ルートは多様化しており（例えば、フリマアプリ、使用済製品交換プラットフォームなど）、リユースに関するビジネスも多様化している。このような背景のもと、地方公共団体が中心となり、消費者、事業者等と連携することで、より実効的なリユース促進が期待される場所である。

上記を踏まえ、使用済製品等の適正なリユースを実効的に推進するため、地方公共団体がリユース関連事業者や市民団体等と連携した先進的な取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下についての公募を行うものである。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

本モデル事業は、リユース関連事業者や市民団体等と連携した先進的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等に限る。）を行うものである。

使用済製品等の適正なリユースの推進に資する取組を幅広く求め、新規性・先進性があり、かつ、調査・検討のみではなく実効性のある取組であること、また、他の自治体への横展開が見込める取組であることを要件とする。

申請者においては、地域における使用済製品等の適正なリユースの推進に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）との協力の下に、モデル事業の計画を実施する（当該モデル事業については、申請者が必要に応じて事業者や市民団体等と連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする。）。

なお、モデル事業の実施に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守すること。

＜具体的なテーマ例＞

- ・ EC サイトを活用した効率的な使用済製品等のマッチング・受渡に関する検討・実証
- ・ 一般廃棄物の収集運搬業者と連携した、使用済製品等の効率的な利活用に向けた検討・実証
- ・ 災害廃棄物の仮置場訓練の機会を活用した、使用済製品等の集積・リユースに関する検討・実証

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による使用済製品等の適正なリユースの実施に向けた自由な提案を求めるものである。ただし、新規性・先進性のある取組を求めており、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする。

※すでに事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業計画又は過年度の環境省モデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業計画は、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的なモデルと見なされず採択されないので注意すること。

※例えば、使用済製品等のリユースに関する中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、事業計画書の中でその位置づけについても記載すること（モデル事業は令和6年度の単年度支援）。

※モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展開が期待されるものを高く評価する。

※環境省では有識者からの助言等を得て、申請書の計画内容について評価・検討を行う予定であり、事業実施の前に、環境省と事業計画内容についての事前調整を図る場合がある。

※衣類のリユースに関する事業については本公募の対象外となる。

（２）事業実施者

申請者は、地方公共団体（都道府県、市区町村）を原則とする。ただし、地方公共団体が事業者や市民団体等と共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。

（３）事業の採択件数・支援額

本事業の採択件数は2件程度を予定し、1事業当たり上限400万円（税込）の支援を行う。

（４）事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、事務局請負事業者が技術的支援（例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定の支援（アンケート設問内容の意見出し）等）を行う（モデル事業期間中3回程度の打合せを想定）とともに、事業実施に係る実費の全額または一部を支援する。

なお、必要経費は、本事業の事務局請負事業者から直接請求元に支払いすることも可能である（例えば、申請者が発注したパンフレットを作成する印刷会社に対して、事務局請負事業者からその費用を直接支払う。）。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうちモデル事業の実施に必要と認められ、かつモデル事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業

業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・ 会議・調整の費用（会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・ 広報・PRの費用（ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・ 調査・検討・分析の費用（アンケート調査の実施費用）
- ・ 連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・ 機械器具等のリース・レンタル費用（モデル事業期間内に発生する経費のみ）
- ・ その他モデル事業の実施に必要と認められる経費

具体的な額については、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に依りて減額される場合がある。また、本事業の一環で有償販売を実施する場合、当該売上を控除した経費を支援対象経費とする。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

※備品購入費や施設整備費（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

※本事業の一環で有償販売を実施する場合、事業実施に係る実費より当該売上を控除した金額を支援額とする。

（5）事業の実施期間

令和6年6月上旬（採択後）から同年12月20日（金）まで

（6）事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者とともに協議の上決定するものとする。

また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負業者に定期的に報告することとする。（頻度は1カ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負業者より提供。）

3. 応募方法等

（1）応募方法

別添2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記（3）の宛先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和6年3月21日(木)～同年4月25日(木) 18:00(必着)

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-recycle@env.go.jp

reuse@murc.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当(土屋・坂谷)

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限りEmailでのお問い合わせとしてください。

TEL: 03-6205-4946

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした選考会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・使用済製品等の適正なリユースの促進に資するものであるか。
- ・期待される効果が高いか。またその効果は事業費に対し、妥当なものであるか。
(※ここでの効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業を通じて循環利用やごみ減量化に繋がった物品数やその容積、事業に参加した住民数等を想定する。)

(イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
(※具体的な計画・予定が検討され、モデル事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制、事業費が検討されているか。(またはモデル事業内で検討されるか。))
- ・モデル事業等の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期

待される効果は大きいか。

(※ここでの効果とは、モデル事業の終了後、更なる使用済製品リユースの促進が期待されることを意味し、他の地域・団体への展開・波及の可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数等を想定する。)

(ウ) 事業の新規性、先進性

- ・ これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。

(※先進的な事業をより評価する。なお、他の地方公共団体又は過年度のモデル事業にて類似の事例が存在するが、申請者の地方公共団体では初めての事業である場合は、新たに検討・実証すべき課題や地域の特殊性を明記すること。)

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・ 実施計画書の計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・ モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・ モデル事業の効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・ モデル事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・ 関連団体等（事業者、市民団体等）との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。

(3) 選定結果

選定結果は、令和6年6月上旬頃に申請者へ文書等により通知する。(状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り。)

5. その他（注意事項など）

- ①過去に環境省モデル事業*（平成23年度から平成27年度までの使用済製品等のリユースに関するモデル事業、令和4年度及び5年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業並びに令和5年度使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業をいう。以下同じ。）に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②連携する事業者等が、他の地方公共団体によるモデル事業の事業者等であることを制限しない。ただし、提案するモデル事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ③採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者に従い提出すること。
- ④本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、モデル事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤モデル事業終了後、事業成果のフォローアップ（モデル事業終了後の取組状況や、他の地域・団

体等への展開・波及状況の確認)等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

※環境省では、環境省モデル実証事業を実施し、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や低炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化といった効果が期待された。また、それらの環境省モデル事業(令和4年度以降に実施した事業を除く。)の成果等も踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月)を発出したところである。

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/h26pamph01.pdf>)

※過去のモデル事業の成果は、下記を参照

「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業(令和4年度及び令和5年度)」、
「令和5年度使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業」、「使用済製品等のリユースに関するモデル事業(平成23年度～平成27年度)」

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上